

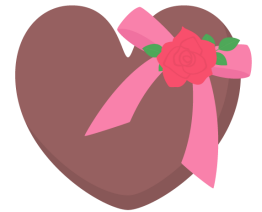


上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所



第304号

代表
上川路 長生

ごあいさつ 恫喝外交

寒さが本格化し、桜咲く春が待ち遠しい季節です。仕事で訪れた伊佐と重富をつなぐ街道の並木通りの桜木も、眠りから一斉に覚める気配を漂わせていました。国中で一番早く開催される“菜の花マラソン”に、国内外から約9,400人が厳しい寒さの中の早春の指宿路を、駆け抜けていきました。出水市の出水平野で越冬した万羽ツルの北帰行が始まったようです。養鶏場などで高病原性鳥インフルエンザの感染拡大が年明けから加速していて鶏卵の価格が、さらに天候不順で野菜はハクサイ・キャベツなどの価格が高騰していて、食卓への影響が出ています。

第47代米国大統領に就任したドナルド・トランプ氏は、「米国黄金時代の幕明けが迫っている。国を正常な方向に導かなければならない」と、歴史的な政治的復活を遂げたことを誇らしげに宣言しました。多数の大統領令を出し、公約として掲げた施策の早期実現に乗り出すことを表明しました。『米国第一』主義を掲げ、「米国を再び偉大に」を標語に米国の衰退に歯止めをかける意向で、対外政策でも不公平感の解消を追求する公算が大きいといわれます。

就任前から過激なまでに強気な姿勢が、物議を醸してきました。デンマーク自治領グリーンランドの買収や、パナマ運河の返還をめぐる発言、ロシアによるウクライナ侵略の即時終結など耳目を集めました。ビジネス界出身のトランプ氏は、高飛車な要求によって恫喝し譲歩を引き出す狙いがあるともいわれています。軍事力の行使も辞さないトランプ語録は、ロシアや中国が狙う侵略と同じ轍を踏むことになるかと危惧されています。

米国では、新大統領就任の祝賀が賑やかに挙行されている最中での同盟国韓国で、現役大統領が逮捕されるという衝撃が走りました。尹錫悦大統領が『非常戒厳』の宣布を巡る内乱首謀容疑で逮捕された直後、尹氏の支持者の一部が逮捕状を発行したソウル西部地裁になだれ込み無法地帯となる暴動に発展しました。尹氏の内乱容疑による逮捕を歓迎する革新層と、反発して一層過激化する一部保守層の反応の違いが社会分断の深刻さを印象づけていました。

近代都市を襲う大地震の恐ろしさを知らしめた、死者6,000人超を出した阪神大震災の発生から1月17日で30年

目次

ごあいさつ “恫喝外交”	…1P
税務カレンダー	…2P
2025年2月・3月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“令和6年分 確定申告の留意点”	…4・5・6P
相続した土地・建物の登記はお済みですか?	…7P
職員コラム 今月の担当:大重 隆浩	…7P
随想 “『六花(むつのはな)』	
上川路 美恵野”	…8P

となりました。震度7の激震は建物、電気、ガスといったライフラインに大きな被害をもたらしました。専門家は30年以内に80%の確率で、100年に1度という南海トラフ巨大地震が発生すると発表しています。震災の記憶が今後風化されることがないように、一人一人の防災・減災の取り組みが求められています。

優勝10度を記録したモンゴル出身の横綱・照ノ富士が、大相撲初場所で現役を引退しました。14年間にわたった現役生活では、大関昇進後両膝のけがなどで序二段まで番付を落とした後、そこから奇跡的な復活劇と横綱昇進をはたしました。横綱不在かと危惧された大相撲初場所千秋楽で大関豊昇龍が三つどもえの優勝決定戦を制し優勝、場所後の横綱昇進を決めました。

プロ野球ロッチェの佐々木朗希投手が、米大リーグのドジャースに入団することが決まりました。ワールドシリーズ連覇に挑む名門球団で、大谷翔平・山本由伸と先発陣を組むことになりました。『令和の怪物』佐々木は、伸びしろがある23歳でこれからの飛躍が期待されます。イチローさんが、大リーグで通算3,089安打など数々の金字塔を打ち立てて、アジア人初のアメリカ野球殿堂入りとなりました。マリナーズは現役時代の背番号51を永久欠番とすると発表しました。日本でも殿堂入りをして、永遠に語り継がれることになりました。(令和7年2月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！

個人の
確定申告
開始！



2025年2月

< 1 2月決算会社申告書提出 >

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	3/1

11: 建国記念の日
23: 天皇誕生日
24: 振替休日

2月28日まで

- ・ 1 2月決算法人の確定申告
- ・ 6月決算法人の中間申告（半期分）
- ・ 消費税、地方消費税の中間申告
 - 3月決算法人 第3四半期分
 - 6月決算法人 第2四半期分
 - 9月決算法人 第1四半期分
- ・ 3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮にかかる消費税等の確定申告
- ・ 年税額4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告

2月10日まで

- ・ 源泉所得税の納付
- ・ 住民税の特別徴収税額の納付

2月中の市町村条例で定める日

- ・ 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

令和6年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が始まります！準備はお早めに

- 申告期間 ● **2月17日（月）～3月17日（月）まで**
(速付申告は**2月14日（金）以前でも行うことができます**)

2025年3月

< 1 月決算会社申告書提出 >

3月31日まで

- ・ 個人事業者の令和6年分の消費税・地方消費税の確定申告
- ・ 1月決算法人の確定申告
- ・ 7月決算法人の中間申告（半期分）
- ・ 消費税、地方消費税の中間申告
 - 4月決算法人 第3四半期分
 - 7月決算法人 第2四半期分
 - 10月決算法人 第1四半期分
- ・ 1・4・7・10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・ 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）

3月17日まで

- ・ 個人の青色申告の承認申請
- ・ 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- ・ 確定申告税額の延納の届出書の提出
- ・ 所得税確定損失申告書の提出
- ・ 国外財産調書の提出

3月10日まで

- ・ 源泉所得税の納付
- ・ 住民税の特別徴収税額の納付

2月3日～3月17日

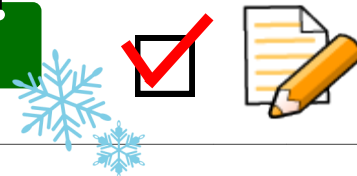
- ・ 前年分贈与税の申告

2月17日～3月17日

- ・ 前年分所得税の確定申告

2025年2月の経理・税務チェックリスト

業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



確定申告の受付開始

令和6年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、2月17日～3月17日までです。早めに準備し、提出するようにしましょう。

3月決算法人の決算準備

3月決算法人は、今月中に決算の仮締めを行い、経営トップの意向を事前に確認しながら、今期の決算対策について十分に検討しましょう。他部署での必要な作業がある場合には、決算期日までの日程表を作成して必要な手続きや作業を明確化しておくことで決算業務がスムーズに進められます。

年度末にかけての資金繰りの確認

年度末にかけての資金繰りの見直しを行いましょう。取引先の貸付金や売掛金、立替金などの仮勘定の精算も資金繰りの見直しと一緒に整理して確認し、資金不足が予想される場合には、早めの対応が必要です。

国民年金保険料の「2年前納」の手続き

2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなります。申込期限は、毎年2月末日なので、希望される方は手続きをしましょう。

4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を始めましょう。

2025年3月の経理・税務チェックリスト



3月決算の準備

決算の準備にあたって、まずは決算方針を固めておきましょう。黒字見込みの場合は、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討し、赤字の場合は、事業計画の見直しを検討しましょう。

年度の末日は、小口現金と現金出納帳の残高の照合をし、金種表を作成、押印するなどして、正確な数字を明らかにしておきましょう。その際、経理担当者だけでなく、管理職など複数の者によって確認照合等することが不正やミスを防ぐことにつながります。

また、実地棚卸や現金・通帳・定期預金証書などの実査、経過勘定や仮勘定の整理等は段取り良く進めておきましょう。決算時は業務が増えるため、思わぬミスが発生しがちです。税務調査でのトラブルのもとにもなってしまうので、事前に準備を進めておきましょう。

売掛金の確認と回収

売掛金等の債権の回収状況は、日常的に把握しておきたいところです。特に、決算期前には、貸倒損失にするか否かの判断も必要になりますので、確認しながら完全回収に努めましょう。

確定申告の内容が間違っていた場合

確定申告をして、確定申告期限内に誤りに気付いた場合は、改めて申告書等を作成し、確定申告期限までに提出しましょう。確定申告期限後に誤りに気付いた場合は、申告をした税額等が実際より少なかった場合は「修正申告」を、多かった場合には「更正の請求※」をして正しい額への訂正を求めることになります。

※更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

会計・税務のQ&A!



テーマ 『令和6年分 確定申告の留意点』

今年も令和6年分の確定申告の時期がやってまいりました。申告及び納期の期限、または振替日をしっかりと確認しましょう。また、基本的に大きな変更点はありませんが、令和6年分は定額減税欄等追加されたりしていますので、変更箇所等を確認しておきましょう。

国税庁HP参照

令和6年分確定申告の変更点

- ① 定額減税欄が追加されました
- ② 所得金額調整控除の記入方法が変更になりました
- ③ 子育て世代等の住宅ローン減税拡充に伴う項目が追加されました
- ④ 申告書等への受付印押なつが廃止になりました



① 定額減税欄が追加されました

令和6年分のみ措置として「定額減税」が実施され、それに伴い定額減税欄が追加されました。国内において所得金額が1,805万円以下であるすべての納税者に影響します。

【第一表に追加された項目】

- ④ 令和6年分特別控除枠：人数欄には控除の対象となる人数を記入し、その人数に3万円を乗じた額を記載します。
- ④ 再々差引所得税額：④③欄で求めた所得税額から④④欄(定額減税額)の金額を差し引きして求めます(赤字の時は0)。

収入金額等	2	2257000	32	8000
配当	3	8000	33	
給与	4	1920500	34	00
公的年金等	5	780100	35	14000
雑所得	6		36	
総合課税	7		37	
短期	8		38	
長期	9	360000	39	
事業所得	10	5367200	40	
農業	11		41	224500
不動産	12	1279200	42	
配当	13		43	224500
給与	14		44	120000
公的年金等	15		45	104500
	16		46	2194
	17		47	106694
	18		48	
	19		49	12252
	20		50	
	21		51	94400
	22		52	91200

定額減税の適用がある方は、控除額の記入漏れにご注意ください。

【第二表に追加された項目】

第二表の下半分のところに「配偶者や親族に関する事項 (20~23、34、39、44) 欄」がありますが、定額減税の対象となる配偶者や扶養親族については、マイナンバー等記載の上、一番右端の「その他」欄に「2」を記入します。

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
国税 春子	××××××××××××××	配偶者	36. 6. 1	障 特障	国外	年請 特償	向一	2
国税 ハナ	××××××××××××××	母	8. 3. 3	障 特障		年請 特償	16	2
国税 梅子	××××××××××××××	子	6. 9. 1	障 特障		年請 特償	16	2
						年請 特償	16	
						年請 特償	16	

マイナンバー等記載

②所得金額調整控除の記入方法が変更になりました

所得金額調整額とは、給与所得者だけが利用できる所得控除で、年収が850万円を超え、納税者本人、配偶者、扶養親族のいずれかが、特別障害者であるか、または23歳未満の扶養家族がある場合等には、一定額の所得控除が受けられる制度になります。

所得金額調整控除の適用がある方で、要件※をすべて満たす場合には、第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄の「その他」の欄に「1」を記入するようになりました。(対象となる配偶者や扶養親族が定額減税の対象になる場合は「2」のままで問題ありません。)

※【要件】

配偶者の場合：配偶者が他の納税者の扶養家族とされており、納税者自身の配偶者（特別）控除の対象とならない同一生計配偶者であり、かつ特別障害者

親族の場合：扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、納税者自身の扶養控除又は障害者控除の対象とならない扶養親族であり、かつ特別障害者又は23歳未満

③子育て世代等の住宅ローン減税拡充に伴う項目が追加されました

令和6年度税制改正により、住宅ローン減税の借入額の上限が引き下げられましたが、子育て世帯・若者夫婦世帯に限り、借入金の上限が上乘せされ、令和4年、令和5年の水準を維持するという制度が設けられました。この制度に伴い、第二表への記載事項が追加されました。

この措置の対象者(特例対象個人)に該当する場合で、要件※をすべて満たす場合には、申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄「住宅」欄の「特個」に丸を付けます。

- 対象者(特例対象個人) ・40歳未満で、配偶者を有する方
 ・40歳以上で、40歳未満の配偶者を有する方
 ・年齢が19歳未満の扶養親族を有する方

※【要件】

配偶者の場合：配偶者が同一生計配偶者ではないかつ、配偶者が納税者自身の配偶者特別控除の対象ではないとき、専業専従者ではないとき、又は他の納税者の扶養控除の対象とされているとき

親族の場合：扶養親族が19歳未満であり、他の納税者の配偶者控除または扶養控除(「住民税」の欄の16に○を記入した扶養親族を含みます)の対象とされているとき

<借入限度額及び控除限度額の違い>

住宅の区分	特例対象個人		左記以外	
	借入限度額	控除限度額	借入限度額	控除限度額
認定住宅	5,000万円	35万円	4,500万円	31.5万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	31.5万円	3,500万円	24.5万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	28万円	3,000万円	21万円

第二表の「配偶者や親族に関する事項」

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23、34、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
		配偶者	明大 昭平	障 特障	国内	特個	利	
			明大 昭平	障 特障	国内	特個	6	利
			明大 昭平	障 特障	国内	特個	6	利
			明大 昭平	障 特障	国内	特個	6	利
			明大 昭平	障 特障	国内	特個	6	利

③

②

④申告書等への受付印押なつが廃止になりました

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

当面は希望者にのみ、日付や税務署名(業務センター名)が記載されたリーフレットが渡されます。

今後、確定申告書の提出については提出する申告書のみとなりますので、提出年月日の管理は納税者の方でしっかりとしていきます。



廃止



○ 令和6年分確定申告に係る納期限・振替日 ○

	申告及び納期限	振替日
所得税等	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
個人事業者の消費税	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)
贈与税	令和7年3月17日(月)	—

※新規に振替納税のご利用を希望される方は、納付期限(令和6年分の所得税及び復興特別所得税は令和7年3月17日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和7年3月31日(月))までに「預貯金口座振替依頼書」を税務署又は利用される金融機関に提出いただく必要があります。なお、「預貯金口座振替依頼書」はオンライン(e-Tax)で提出できます(金融機関届出印や電子証明書は不要です)。

※納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

※振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

○ 振替納税以外の簡単・便利なキャッシュレス納税 ○

①ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出いただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

なお、「ダイレクト納付利用届出書」はオンライン(e-Tax)で提出できます(金融機関届出印や電子証明書は不要です)。

②インターネットバンキングやATMで納付

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

③クレジットカード納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)

④スマートフォンアプリ納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用して納付できます。

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。



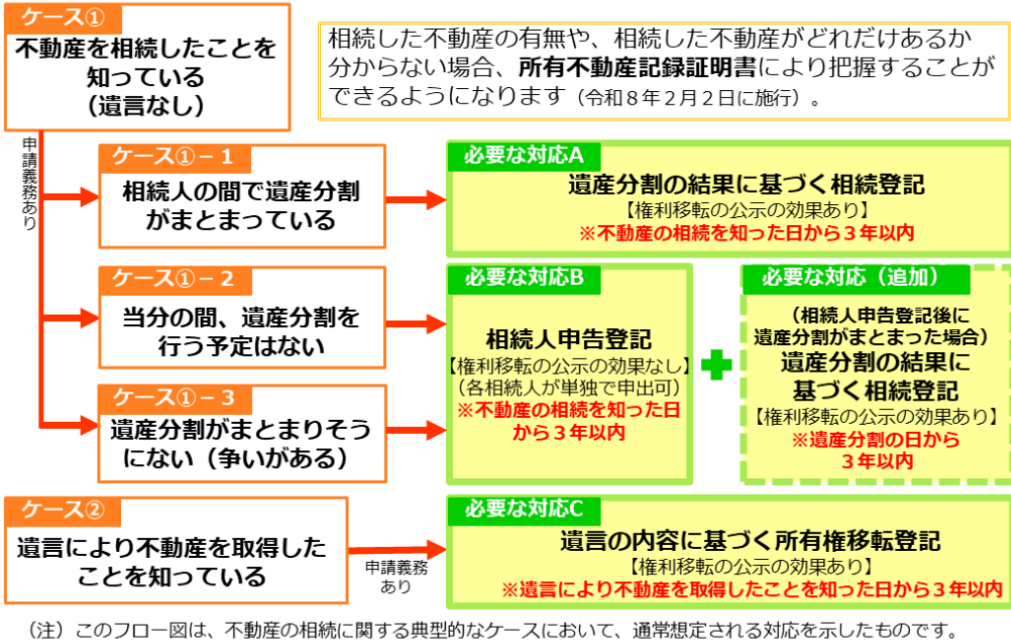
詳細は国税庁のホームページにてご確認ください。



相続した土地・建物の登記はお済みですか？

令和6年4月1日より、相続（遺言を含む）により不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。また、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となることとされました。

相続登記の申請義務化 対応フローチャート



※施行日より前に開始した相続によって不動産を取得した場合であっても、相続登記をしていない場合には、相続登記の申請義務化の対象となり、令和9年3月31日まで（不動産を相続で取得したことを知った日が令和6年4月以降の場合は、その日から3年以内）に相続登記をする必要があります。

詳細は法務省「相続登記の申請義務化特設ページ」にてご確認ください



職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ！」を紹介していきます。職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「畑の草刈り作業」

今月の担当：経営支援部 大重 隆浩

実家の畑には、作物などは植えていないので、草だけがどんどん生えてきます。

今の時期は草が伸びることはないですが、春先になってくると少しずつ生えてくるので草を機械で伐採することが多くなります。

伐採してから2週間立てば、また草刈りをしないといけないので、夏場はとても大変になります。

以前は混合油式の草刈り機を使っていて、機械が重く、音がしたり、油代もかかり、または、周りの住民の人にも気を使いながら草を刈っていましたが、たまたまテレビのCMで俳優の草刈正雄が[草刈だー]といって充電式の草刈り機で草を刈っているシーンを目にしました。これは便利になるのではと

思い、充電式の草刈り機を購入しました。

充電式の草刈り機は混合油の代わりにバッテリーで動かすので、とても静かで機械も軽く、充電も約1時間程度で完了します。夏場は朝早く起きてすぐに草を刈ることが出来るので効率がいいです。

草を刈った後は、1週間ぐらいはそのままにしておいて、カラカラになったらビニール袋に入れて処分しますが、ゴミ袋が多くなりすぎて大変なこともあります。

これから暖かくなっていくにつれて、外での作業は大変になってきますが、自分の体調を調整しながらぼちぼち草刈りに励みたいと思います。



立春を迎えて早々に大寒波の襲来を受け、雪が降ってきました。つぼみの膨らんだ河津桜にも冷たい雪がつもり、せっかく咲いた花が寒そうでした。

さて、雪をく六花(むつのはな)と呼ぶのは、雪の結晶が六角形をしていることからきているといひます。

子供の頃、科学読み物でそのことを知り、雪の日に観察しようと思ったのですが、はっきりとした形を見ることはできず、本当に雪はこんな結晶を持っているのか、また、肉眼で観察できるなんて嘘じゃないのか、と疑っていました。

長じて知ったのですが、写真で見るとような雪の結晶を観察するには-5℃以下でないといけないようで、鹿児島では最低気温でもマイナスになることは少ないですから、地表に届くころには結晶はとっくに崩れていったということなのでしょうね。

この、雪が花のような結晶をもっていることは、江戸の人たちも知っていました。雪華文様と呼ばれ、着物や小物に使われて大流行しましたが、そのきっかけになったのは、1832年に出版された「雪華図説」という86種もの雪の結晶図が納められた本でした。

この本の著者はなんとくお殿様。古賀藩主・土井利位です。二十数年間にわたって顕微鏡で観察した雪の結晶図を記録しました。

雪の結晶を観察するには気温が低くないと難しいですから、夜中や早朝などに屋外での作業が必要で、相当の熱意がないと成し遂げられないことです。

暇を持て余した挙句の道楽なのかと思いきや、幕府の要職を歴任し、最終的には老中首座まで努めます。大塩平八郎の乱の平定や天保の改革など歴史の教科書でもお馴染みの物事に携わったようで、まさに政治の中核で活躍していた、その職務の傍らの偉業ですから、一層その凄さを感じます。

また、雪の観察に使う顕微鏡を入手していることから、海外の技術への興味、情報収集などの一環でもあったのでしうし、自ら描いた絵等を交流のある大名に披露したり贈り物にあしらったりと、いわゆる広報にも活用していたようです。

職務と趣味を上手に結び付けているあたり、ワークライフバランスのはしりのようで面白く感じます。

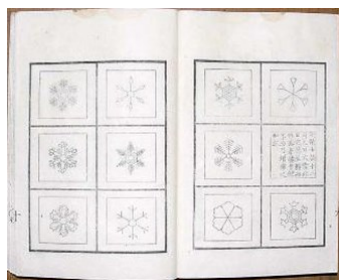
く雪の殿様が書いた雪の結晶が江戸の市井で流行したのは、「雪華図説」とその図案が転載された「北越雪譜」が多くの人々に読まれたからです。

「北越雪譜」は、今の新潟魚沼で鈴木牧之が数十年に渡って書き留めた雪国の景色、風俗、生き物について挿絵も交えた記録です。鈴木牧之も本業は織物の縮を扱う仲買店や質屋などを幅広く展開した実業家でした。

政治や経済と文化が融合していた江戸の社会を垣間見ることができます。

江戸時代は出版文化が盛んに花開きました。大河ドラマで取り上げられている篤屋重三郎は、まさにその文化の基礎を築いた立役者です。殿さまから庶民まで沢山の書き手がいて、それを読む人々が町だけでなく地方までいたのです。その素地が豊かな文化を生み出した。

今、書店がない自治体が増え続け、本を月に一冊も読まない学生が増え続けています。このままで良いのだろうか、と気温だけでなく思わずぶるぶると冷え込むような気がする雪の夜です。



『雪華図説』より



美恵野

淡きもの雪のひとひら今朝の夢

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

今年の節分は2月2日でした。節分は2月3日と思い込んで、豆を買い忘れた方も多かったのではないのでしょうか。2021年、124年ぶりに節分が「2月2日」となり、今年も4年ぶりの2月2日だったとの事です。この日にちの「ずれ」は、地球が太陽を1周する時間は暦の1年ではなく、およそ365.2422日=365日+6時間弱であり、うるう年で調整してもわずかな差が生まれてくるのが原因で起こるようです。季節を分ける節分が2月2日、2月3日が「立春」で暦の上では春に入りましたが早々に寒波がやってきました。まだまだ寒さが長引きそうなので、体調管理に注意していきましょう。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

